

使用済燃料対策の着実な実施を求める意見書（案）

福井県は、これまで半世紀以上にわたり、国のエネルギー政策に志をもって協力し、国民生活の安定、わが国産業の発展に貢献してきた。しかしこの間、県内発電所内に保管されている使用済燃料は増え続け、残り3年から5年で貯蔵プールが満杯になる見込みであり、原子力発電所の安定した運転を継続していくためには、使用済燃料の必要な搬出容量を確保し、県外に着実に搬出することが喫緊の課題となっている。

こうした中、昨年10月、西村経済産業大臣（当時）は、関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」で約束した措置が確実に履行されるよう、国としても前面に立って主体的に取り組むとの強い姿勢を示し、本議会はその国の姿勢を信頼し、美浜3号機、高浜1・2号機の運転継続に理解を示した知事と考えを一にしてきた。それから1年も経過しない中、今回、六ヶ所再処理工場が竣工延期となり、ロードマップを見直す事態に至ったことは、極めて遺憾であり、立地地域との信頼関係を損なうものである。本議会においては、会派を問わず、3基の即時停止や、乾式貯蔵施設の議論の白紙撤回等、厳しい意見が出ていることを国は直視すべきである。

原子力政策は、エネルギー安全保障の根幹となる国策であり、今回の事態における国の責任は非常に重いものがある。このような状況を踏まえ、原子力基本法に定められた国の責務、国が講ずべき基本的施策に基づき、安全を最優先に、下記の事項について、エネルギー政策に責任を持つ国が前面に立ち、主体的に取り組むよう強く求める。

記

- 1 バックエンド対策について、国民が納得できる具体的な解決策を示すとともに、使用済燃料の必要な搬出容量を確保し、県外に着実に搬出するため、関西電力が実効性のあるロードマップへと早期に見直すよう、同社を厳しく指導するだけでなく、電気事業者全体で一層連携して使用済燃料対策を着実に実施するよう、国が前面に立って主体的に取り組むこと。
- 2 我が国の基本的方針である核燃料サイクルの早期実現に向け、六ヶ所再処理工場が2026年度中に竣工するよう、国が責任を持って進捗管理を行い、確実に実現すること。
- 3 立地地域が原子力との共生を続けていくため、福井県および立地自治体が強く要望する避難道路の整備をはじめ、地域振興や課題解決に向けた取組みを早期にかつ確実に進めること。
また、関西電力に対し、原子力基本法に規定される事業者の責務に基づき、地域振興等の取組みを進めるよう強く指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年10月 日

福井県議会